

## 生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い①

生計維持・生計同一関係  
の認定基準及び認定の取扱い

## 遺族の範囲

## 第37条の2（一部抜粋）

遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者又は子（以下単に「配偶者」又は「子」という。）であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす。

- 一 配偶者については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。
- 二 子については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、親に婚姻をしていないこと。



## 【生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い①】

今回は、生計維持・生計同一関係の認定基準および認定の取扱いについて見ていきましょう。

最初に、遺族基礎年金を例にして、国民年金法ではどのように規定されているかから始めます。

法第37条の2第1項には、「遺族基礎年金を受けることができる配偶者または子は、被保険者または被保険者であった者の配偶者または子であって、被保険者または被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、…」と規定されています。

## 生計維持・生計同一関係

## 遺族の範囲

国民年金法の  
生計維持認定対象者

死亡者

配偶者

子

↓ 生計維持関係

↓ 生計同一関係のみ

- 1 老齢基礎年金の振替加算の対象者である配偶者
- 2 障害基礎年金の加算額の対象者である子
- 3 遺族基礎年金の受給権者である配偶者又は子
- 4 寡婦年金の受給権者である妻

## 【生計維持関係・生計維持認定対象者】

この法第37条の2第1項に規定される死亡者と配偶者または子との関係を指して、生計維持関係といいます。また、配偶者または子のことを生計維持認定対象者といいます。

なお、国民年金法におけるその他の給付に関しては、老齢基礎年金の振替加算の対象者である配偶者、障害基礎年金の加算額の対象者である子、遺族基礎年金の受給権者である配偶者または子、寡婦年金の受給権者である妻が生計維持認定対象者に該当します。

## 生計維持関係の認定日

| 1 受給権発生日      | 認定日の例                 |
|---------------|-----------------------|
| 1 遺族基礎年金の受給権者 | 被保険者、または被保険者であった者の死亡日 |
| 2 寡婦年金の受給権者   | 夫の死亡日                 |

| 2 老齢基礎年金の振替加算の加算開始事由に該当した日 | 認定日の例                     |
|----------------------------|---------------------------|
| 1 老齢基礎年金の振替加算の対象者          | 老齢基礎年金の振替加算の対象となる者の65歳到達日 |

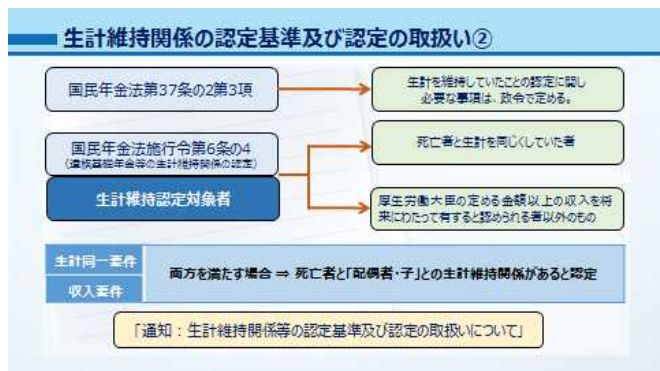
| 3 障害基礎年金の加算額の対象者である子の場合              | 認定日の例                       |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| 1 平成23年4月1日以後に、新たに生計維持関係がある子を有した場合   | 子を有した事実が発生した日（子を有した日）       |
| 2 平成23年3月31日に、加算額の対象となっていない子を有していた場合 | 平成23年3月31日（障害年金加算改善法施行日の前日） |

## 【生計維持関係の認定日】

法第37条の2第1項の「死亡の当時」の文言から、遺族基礎年金の受給権者であれば、死亡の当時（死亡日）が生計維持関係の認定を行う時点となります。この死亡の当時（死亡日）のことを認定日といいます。

なお、遺族基礎年金のように認定日が「受給権発生日」となる類型のほか、認定日が「年金額を改定すべき事由が生じた日」となる類型もあります。

例えば、障害基礎年金の受給権者が、受給権が発生した後に、新たに子を有した場合には、その事実が発生した日、すなわち、子を有した日が生計維持関係の認定日となります。



### 【生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い②】

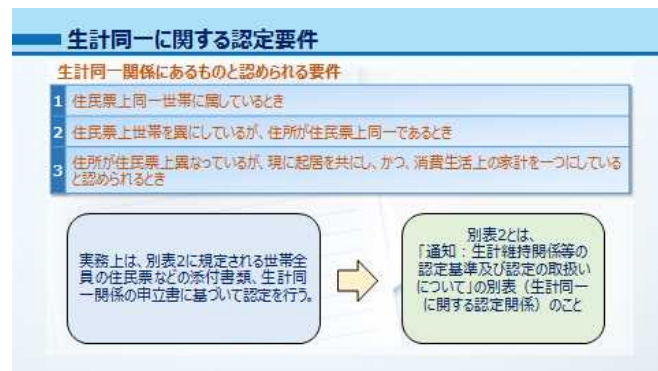
法第37条の2第1項の「生計を維持、…」とは、具体的にどのような意味を表すのでしょうか。

法第37条の2第3項には「生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。」とされており、国民年金法施行令第6条の4によると、生計維持認定対象者は「死亡者と生計を同じくしていた者」であって「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの」とされています。

ここで「生計を同じくしていた」ことに関する認定の要件を「生計同一要件」といい、「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの」であることに関する認定の要件を「収入要件」といいます。

つまり、生計同一要件と収入要件の両方を満たす場合に、死亡者と配偶者・子との生計維持関係があるものと認定できます。

これら認定の要件は、『生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて』（日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局長通知：平成23年3月23日年発0323第1号（最終改正：平成26年3月31日年発0331第7号））に定められています。



### 【生計同一に関する認定要件】

では、法第37条の2の生計同一要件について、認定基準ではどのように規定されているか見ていきましょう。

認定基準では、「住民票上同一世帯に属していたとき」、「住民票上世帯を異にしていたとき」または「住所が住民票上異なっていたとき」の3つの場合に分けて規定されています。

実務上は、別表2に規定される世帯全員の住民票などの添付書類、生計同一関係の申立書に基づいて認定を行います。

認定基準の抜粋は、業務支援ツールにも掲載されていますので、そちらを確認してください。



### 【収入に関する認定要件】

生計維持認定対象者の収入要件です。

収入要件を満たす者とは、「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者」をいいます。

## 収入に関する認定要件②

- 1 前年の収入が年額850万円未満であること  
※前年の収入が確定していない場合は、前々年の収入で判断
- 2 前年の所得が年額655万5千円未満であること  
※前年の所得が確定していない場合は、前々年の所得で判断
- 3 一時的な所得があるときは、一時的な所得を除いた後、  
前年の収入が年額850万円未満  
または前年の所得が年額655万5千円未満であること

では、具体的に収入要件を見ていきましょう。

収入要件の1つ目は、前年の収入が年額850万円未満であることです。「厚生労働大臣が定める金額」は、この年額850万円のことをいいます。

2つ目は、前年の所得が年額655万5千円未満であることです。収入ではなく所得であることに注意しましょう。

1つ目の要件（収入が年額850万円未満）または2つ目の要件（所得が年額655万5千円未満）のいずれか片方を満たせば、収入要件を満たしたことになります。

3つ目は、一時的な所得があるときは、一時的な所得を除いた後、前年の収入が年額850万円未満または前年の所得が年額655万5千円未満であることです。

## 収入に関する認定要件③

- 1, 2または3の要件に該当しないが、定年退職等の事情により、  
4 近い将来（おおむね5年以内）に収入が年額850万円未満、  
または所得が年額655万5千円未満となると認められること

収入額または所得額に加えて、おおむね5年以内に予定される定年退職等の事情を確認する必要がある。

障害基礎年金の加算の対象者となる子の場合

おおむね5年以内に  
収入が年額850万円未満又は  
所得が年額655万5千円未満  
となると認められること



障害基礎年金の加算  
の認定は、時点時点で行う

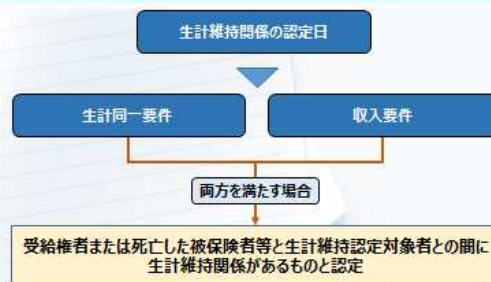
いずれの要件も、前年の収入が確定していない場合は、前々年の収入で判断する。

4つ目は、いま説明した3つの要件を満たさないが、定年退職等の事情により、おおむね5年以内に収入が年額850万円未満または所得が年額655万5千円未満であることです。この判定に際しては、収入額または所得額に加えて、おおむね5年以内に予定される定年退職等の事情を確認する必要があります。

なお、障害基礎年金の加算対象者となる子について、4つ目の要件の「おおむね5年以内」の基準は適用されません。障害基礎年金の子の加算の認定は、時点時点で行うこととされております。したがって、現時点における収入または所得の状況を確認してください。

いずれの要件も、前年の収入が確定していない場合は、前々年の収入で判断します。

## 生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い③



## 【生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い③】

まとめると、生計維持関係の認定日において、生計同一要件と収入要件の両方を満たす場合には、受給権者または死亡した被保険者等と生計維持認定対象者との間に生計維持関係があるものと認定されます。



## 生計同一関係の認定基準及び認定の取扱い

| 死亡一時金を受けることができる遺族                  | 国民年金法の生計同一認定対象者                                       |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1 配偶者                              | 1 遺族基礎年金の受給権者である子                                     |
| 2 子                                | 2 死亡一時金の受給権者である遺族                                     |
| 3 父母                               | 3 未支給年金の受給権者である遺族                                     |
| 4 孫                                |                                                       |
| 5 祖父母                              |                                                       |
| 6 兄弟姉妹                             |                                                       |
| その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものと認定されている。 | 生計同一関係の認定<br>「生計維持関係等の認定日」に、「生計同一要件」を満たしていることが必要とされる。 |

## 【生計同一関係の認定基準及び認定の取扱い】

次に、死亡一時金を例にして、生計同一関係について国民年金法ではどのように規定されているか見ていきましょう。

法第52条の3では「死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする」と規定されています。

死亡者とこれらの配偶者等との関係を、生計同一関係といいます。また、配偶者等のことを生計同一認定対象者といいます。

なお、国民年金法では、遺族基礎年金の受給権者である子、死亡一時金の受給権者である遺族、未支給年金の受給権者である遺族が生計同一認定対象者に該当します。

## 生計維持関係・生計同一関係の認定要件の相違点



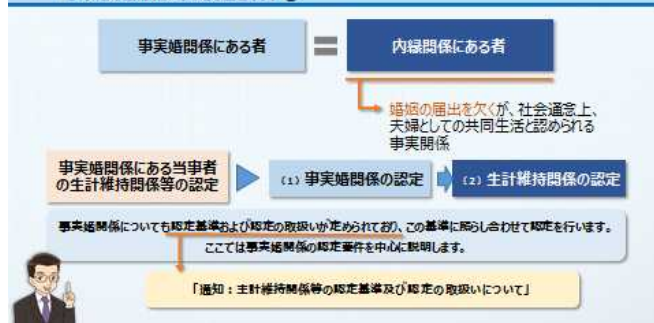
## 【生計維持関係・生計同一関係の認定要件の相違点】

まとめると、1つ目について、生計維持認定対象者は収入要件を満たさなければなりません。2つ目について、生計維持認定対象者は、受給権者または死亡した被保険者等に依存して生計を維持している実体が認められる必要があります。

例えば、スライドのような経済的援助の実体が認

められる場合などです。

## 事実婚関係の認定要件①



## 【事実婚関係の認定要件】

次は、事実婚関係の認定要件です。

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者のことをいいます。内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。

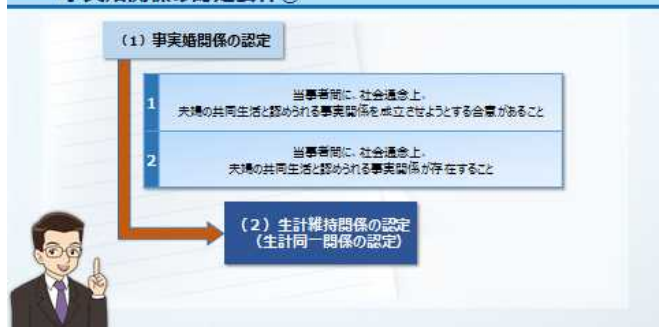
戸籍簿上の婚姻関係にある当事者は、戸籍簿などにより把握できますが、事実婚関係にある当事者の場合、戸籍簿などにより把握することはできません。

したがって、事実婚関係にある当事者の生計維持関係等の認定に際しては、最初に事実婚関係の認定を行った上で、次に生計維持関係等の認定を行う必要があります。

事実婚関係についても認定基準および認定の取扱いが定められており、この基準に照らし合わせて認定を行います。

ここでは事実婚関係の認定要件を中心に説明します。

## 事実婚関係の認定要件②

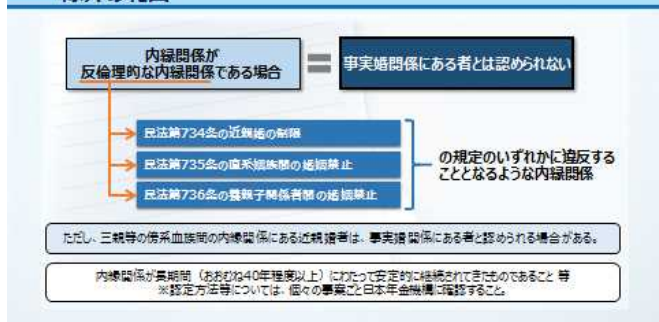


事実婚関係の認定要件は2つあり、1つ目は、当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があることです。

2つ目は、当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することです。

事実婚関係の認定を行った上で、さらに生計維持関係または生計同一関係の認定を行います。

## 除外の範囲



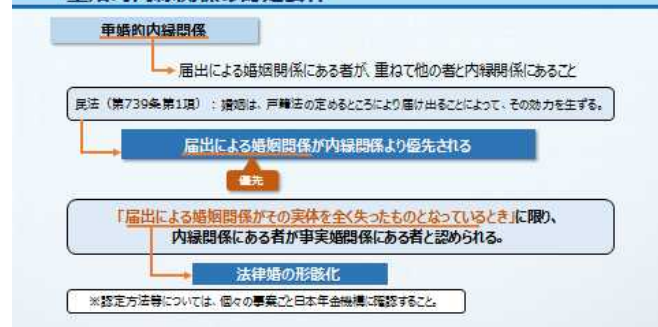
## 【除外の範囲】

先ほど、説明をした事実婚関係の認定要件を満たす場合であっても、その内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合は、事実婚関係にある者とは認められません。

反倫理的な内縁関係とは、民法第734条の近親婚の制限や第735条の直系姻族間の婚姻禁止、第736条の養親子関係者間の婚姻禁止の規定のいずれかに違反することとなるような内縁関係のことです。

ただし、三親等の傍系血族間の内縁関係にある近親婚者は、事実婚関係にある者と認められる場合があります。

## 重婚的内縁関係の認定要件



## 【重婚的内縁関係の認定要件】

では、最後の項目の重婚的内縁関係の認定要件に進みます。

重婚的内縁関係とは、届出による婚姻関係にある者が、重ねて他の者と内縁関係にあることをいいます。民法は、婚姻について、「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」と規定しており、当然に、届出による婚姻関係が内縁関係よりも優先されます。

しかし、国民年金法等における事実婚関係の認定に際しては、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者が事実婚関係にある者と認められます。

なお、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていることを、法律婚の形骸化という場合があります。

重婚的内縁関係にある事実婚関係の認定は、実務上難しい事例があるため、年金事務所などによく相談した上で対応するよう心がけてください。

**確認問題**

**問題 1** 寡婦年金の受給権者である妻は、生計維持認定対象者に該当する。

**解答** 

**問題 2** 遺族基礎年金の支給に当たり、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた配偶者又は子であって、年額 850 万円以上の収入又は年額 655 万 5 千円以上の所得を将来にわたって得られないと認められる者は、その被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたと認められる。

**解答**  (法第 37 条の 2 第 3 項、令第 6 条の 4 等)



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

寡婦年金の受給権者である妻は、生計維持認定対象者に該当する。

正解は、マルです。

問題2です。

遺族基礎年金の支給に当たり、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた配偶者又は子であって、年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得を将来にわたって得られないと認められる者は、その被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたと認められる。

正解は、マルです。